

西宮市病児・病後児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、児童が病気や怪我であり、かつ、集団保育の困難な時期にある場合において、一時的にその児童を預かる事業（以下「病児・病後児保育」という。）を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 病児・病後児保育事業とは、保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった乳児・幼児又は小学校に就学している児童であつて、かつ、疾病にかかっているものに対して、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、一時的に保育を行う事業をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は西宮市とし、本要綱に規定する実施要件に適合した施設を有し、西宮市との協議のうえで実施することが適当であると認められる事業者に委託して実施する。

2 事業を実施しようとする事業者は、「病児・病後児保育事業開始届」（様式第1号）により市長へ届け出なければならない。

(事業類型)

第4条 事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

(1) 病児対応型

児童が病気やけがの「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

(2) 病後児対応型

児童が病気やけがの「回復期」にあり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

(対象児童)

第5条 病児・病後児保育の対象となる児童は、次の各号のいずれかに該当する就学前児童又は小学校等に就学している児童とする。

(1) 病児対応型

当面症状の急変は認められないが、病気や怪我の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難であつて、市長が必要と認めた児童（以下「病児」という。）。)

(2) 病後児対応型

病気や怪我の回復期にあり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難であつて、市長が必要と認めた児童（以下「病後児」という。）。)

(設備の基準)

第6条 事業の実施場所は、次に掲げるものとする。

(1) 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は事業のための専用施設であること。

- (2) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
 - (3) 保育室及び観察室又は安静室の面積は、利用児童一人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (4) 調理室を有すること。なお、病児保育室専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
 - (5) 利用児童の病状に応じて、安静を保てるように処遇内容を工夫し、養育に適した場所とすること。
- (職員の配置)

第7条 事業の職員の配置は、次のとおりとする。

- (1) 病児・病後児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。
- (2) 事業において配置される職員は、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、別表左欄に掲げる場合に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする。

(利用定員)

第8条 実施施設の利用定員は、市の承認を受けて、実施者が決定するものとする。

(実施日時及び休日)

第9条 利用時間は、月曜日から金曜日にあつては午前8時から午後6時まで、土曜日にあつては午前8時から午後1時までとする。

2 病児・病後児保育を行わない日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用期間等)

第10条 事業を利用できる期間は、連続する7日間を限度とする。ただし、児童の健康状態について医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合は、7日を超えて利用することができる。

(利用登録)

第11条 事業の利用をしようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ事業の利用に係る登録をしなければならない。

(利用申込)

第12条 利用者は、原則として事業を利用しようとする日の前日までに実施者に当該利用に係る予約をしなければならない。

2 利用者は、利用当日に実施者に対して、医師が作成する医師連絡票を提出するものとする。

3 利用申込みにあつては、保護者は児童について医師の診断を受診しなければならない。

(保護者負担等)

第13条 次の各号に掲げる児童の保護者は、事業実施に必要な経費の一部として、事業の利用にあつて、それぞれ当該各号に掲げる利用料を負担しなければならない。

- (1) 市内に居住している、又は市内の保育所、小学校等に在籍している世帯（本市に居住する生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）による被保護世帯を除く。）に属する児童

1人日額 2千円

(2) 第1号に該当しない児童

1人日額4千円

2 実施者が必要と認めるときは、保護者に対し児童について医師の診断を受診させることができる。この場合において、当該診断に必要な費用は保護者の負担とする。

3 実施者は、利用料以外の費用の徴収については、西宮市との協議のうえ、保育の実施に必要な不可欠なものに限り、実費の範囲内で利用者に負担を求めることができる。

(留意事項)

第14条 事業の実施に係る留意事項は、次のとおりとする。

(1) 「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号)に記載されている留意事項に基づき、事業を実施すること。

(2) 体温の管理等、児童の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静を保てるように処遇内容を工夫し、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)に準拠した保育を行うこと。

(利用の制限)

第15条 実施者は、児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施施設の利用を拒むことができる。

(1) 症状が重く、入院、加療を必要とするとき。

(2) 定員を超えたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施施設の利用を不相当と認めたとき。

(利用の取消し)

第16条 実施者は、事業の利用の決定を受けた児童及び保護者が次の各号のいずれかに該当するとき、事業の利用を取り消すことができる。

(1) 利用目的に反する行為をしたとき。

(2) 実施施設の管理者の指導に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害その他の理由により実施施設を利用できなくなったとき。

2 実施者は、前項の規定に基づき事業の利用の取消しをしようとするときは、当該事業の保護者に通知しなければならない。

(帳簿等)

第17条 実施者は、事業を利用した児童の状態を記録した帳簿、その他必要な帳簿を備えるものとする。

2 実施者は、前項の帳簿等を5年間保存しなければならない。

(報告義務)

第18条 実施者は、事業の実施状況を毎月末に、書面により市長に報告しなければならない。

(研修)

第19条 病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号)の別添5「病児・病後児保育研修事業実施要綱」に定める研修を受講し、資質の向上に努めるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年2月1日から実施する。

別表（第7条関係）

1 利用児童がいる時間帯の場合	<p>以下のア～エの要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。</p> <p>ア 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的を確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。</p> <p>イ 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。</p> <p>ウ 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。</p> <p>エ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。</p>
2 利用児童がいない時間帯の場合	<p>利用の申込みがあった場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は、保育士及び看護師等の常駐を要件としない。</p>

(様式第1号)

病児・病後児保育事業開始届	
年 月 日	
西宮市長	様
法人所在地	
法人名	
代表者名	
印	
下記のとおり、病児保育事業を開始したいので、以下のとおり届け出ます。	
施設の名称	
施設の所在地	
事業の種類	病児対応型・病後児対応型
事業の内容	西宮市病児・病後児保育事業実施要綱 及び別紙1のとおり
事業を行おうとする区域	兵庫県西宮市
事業開始の予定年月日	年 月 日
(添付書類)	
(1) 開設日、開設時間、利用定員数、利用料金、対象児童等及び緊急時の連絡体制について定められていることが確認できる書類	
(2) 施設の平面図及び部屋ごとの面積が確認できる書類	
(3) 施設の所在地が確認できる周辺図等	
(4) 事業開始年度の収支予算書及び事業計画書	
(5) 職員一覧表(別紙2)及び資格証の写し	

(様式第1号 別紙1)

事業の内容			
施設の名称			
施設の所在地等	郵便番号： — 住所： 電話番号：() —		
施設の種類	病院・診療所・保育所・幼稚園・その他()		
利用定員	人		
職員の体制(定数)及び職務の内容	職名	定数	職務の内容
	保育士	人	
	看護師・准看護師	人	
	保健師	人	
	その他()	人	
	合計	人	
協力医療機関			
指導医			
開設日及び開設時間	(1) 開設する日	開設時間	
	月・火・水・木・金・土	(月)～(金) 8:00～18:00 (土) 8:00～13:00	
	(2) 開設しない日		
	日・祝日・年末年始		
利用料金	(1) ア 市内在住・在籍 1日2,000円/イ ア以外1日4,000円 (1日単位の利用料金を設定している場合は単位及び金額を記載) (2) 利用料金の減免制度の有無、対象者及び利用料金 (有/対象者 生活保護法による被保護世帯 利用料金0円)		
建物の構造	造 階建て(施設は 階)		
建物その他設備の規模 ※行が足りない場合は適宜行を追加してください。	部屋名	面積(内側)	専用又は共用
	保育室	m ²	専用
	観察室又は安静室	m ²	専用
	調理室	m ²	専用・共用
	その他()	m ²	専用・共

			用
	その他 ()	m ²	専用・共用

